○文部科学省告示第八十九号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十五年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成四年文部省告示第三十三号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年六月十七日

文部科学大臣　下村　博文

別表一中、次の表に掲げるものを削除する。

別表一　佐渡市宿根木伝統的建造物群保存地区関係

種別	員数	所在地
建築物		
付属屋	一棟	佐渡市宿根木五六四

別表三に、次の表に掲げるものを追加する。

別表三　有田町有田内山伝統的建造物群保存地区関係

種別	員数	所在地
建築物		
主屋	一棟	有田町大樽二―一四四六―二

○文部科学省告示第九十号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十五年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成九年文部省告示第百三号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年六月十七日

文部科学大臣　下村　博文

別表一中、次の表に掲げるものを削除する。

別表一　若狭町熊川宿伝統的建造物群保存地区関係

種別	員数	所在地
建築物		
廊下	一棟	若狭町熊川二〇―一五―一

○文部科学省告示第九十一号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十五年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成十年文部省告示第七十七号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年六月十七日

文部科学大臣　下村　博文

別表三に、次の表に掲げるものを追加する。

別表三　室戸市吉良川町伝統的建造物群保存地区関係

種別	員数	所在地
建築物		
主屋	一棟	吉良川町甲二一五六
主屋	一棟	吉良川町甲二二五一

○文部科学省告示第九十二号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十五年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成十一年文部省告示第八十七号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年六月十七日

文部科学大臣　下村　博文

別表一に、次の表に掲げるものを追加する。

別表一　恵那市岩村町本通り伝統的建造物群保存地区関係

種別	員数	所在地
建築物		
主屋	二棟	恵那市岩村町一九二
主屋	一棟	恵那市岩村町三〇八

別表二に、次の表に掲げるものを追加する。

別表二　東近江市五個荘金堂伝統的建造物群保存地区関係

種別	員数	所在地
建築物		
門・塀	一棟	東近江市五個荘金堂町九〇二
主屋	一棟	東近江市五個荘金堂町九〇二
土蔵	一棟	東近江市五個荘金堂町九〇二
土蔵	一棟	東近江市五個荘金堂町九〇二
付属屋	一棟	東近江市五個荘金堂町九〇二

別表二中、次の表に掲げるものを削除する。

別表二　東近江市五個荘金堂伝統的建造物群保存地区関係

種別	員数	所在地
建築物		
主屋	一棟	東近江市五個荘金堂町一九四
門・塀	一棟	東近江市五個荘金堂町一九四

○文部科学省告示第九十三号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十五年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成十二年文部省告示第九十号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年六月十七日

文部科学大臣　下村　博文

別表一に、次の表に掲げるものを追加する。

別表一　川越市川越伝統的建造物群保存地区関係

種別	員数	所在地
建築物		
主屋	一棟	川越市幸町六―二